

こうち旅広場 イベントスペース利用規定

① 利用の条件

こうち旅広場運営本部（以下「運営本部」という。）は、次のいずれかの条件を満たす催事、展示、出店を行う団体等にイベントスペースを貸し出します。

○高知の観光振興に寄与することを目的とするもの。

○上記のほか、公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が、こうち旅広場を利用するにふさわしい内容であると認めたもの。

② 利用可能スペース・利用時間

利用可能なイベントスペースは原則として次のとおりです。

○イベント広場全面

○イベント広場ステージ

○イベント広場常設テント

※運営本部が主催するイベントとの調整が必要になる場合があります。

※駐車場部分の利用については、駐車場の利用状況等により、使用を認める場合があります。

○利用時間 8：30～18：00（こうち旅広場の開場時間）

※安全上の観点から、開場時間中のテントなどの設営・撤去はできません。

※利用可能時間は原則としてこうち旅広場の開場時間中となります。

※運営本部が主催するイベントとの調整が必要になる場合があります。

③利用料

イベントスペースの利用料は無料とします。

④備品等

備品等の使用可能数は以下のとおりです。但し、運営本部がイベント等で使用している場合は使用不可です。ご了承ください。なお、音響機材の使用等で費用が発生する場合は、こうち旅広場イベントスペース利用許可証に金額を明記しますので、イベントスペース利用日当日までに、運営本部へ支払いをお願いいたします。

項目	利用可能数	使用料
■テント（2.7m×3.6m/1張・正面+三方幕）	5張	無料
■机（450mm×1800mm）	10台	無料
■パイプイス	20脚	無料
■音響機材	一式	基本使用料5,000円

*こうち旅広場にはステージ用の音響機材があり、使用することが可能です。使用を希望する場合は、運営本部にご相談ください。（使用形態により外部オペレーターの手配など別途費用が必要となる場合があります）

*屋外電気はコンセント12口（100V20A）の使用が可能です。電気工事を行う場合は事前に相談してください。

*水道は屋外に上水蛇口1か所、屋内にシンク1か所あります。使用する場合は事前に相談してください。屋外の蛇口から直に飲食物への使用はお断りしています。飲食に使用する場合は衛生的なシンクをご用意ください。

*火器（給ガス設備無し）を使用する場合は消火器を準備の上、耐熱板を使用してください。場合により消防署への申請が必要になることがあります。（会場内に給ガス施設無し）

⑤利用申し込み

利用を希望される方は（以下「利用者」という。）こうち旅広場イベントスペース利用許可申請書（以下「利用許可申請書」という。）に必要な事項を記入し、利用希望日の一カ月前までに運営本部にご提出ください。

⑥許可・不許可

運営本部は提出された利用許可申請書の記載内容を確認し、内容に不備が無い場合、協会にその写しを提出し、協会が許可・不許可の決定を行います。協会は利用許可申請書の写しを受理した日から5日以内（土、日、祝日を除く。）に許可・不許可を決定し、その旨を運営本部に連絡します。その後、運営本部は、こうち旅広場イベントスペース利用（許可・不許可）書の発行を行い、利用者に通知します。

尚、特定の政治、思想、宗教、営利団体及び暴力団員等（高知県暴力団排除条例「平成22年高知県条例第36号」第2条第3号に規定する暴力団員等）を支援、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れがあるときは不許可とします。

また、利用者はイベントスペース利用の権利を第三者に譲渡または転貸することは禁止します。

【生演奏やBGM等を使用される場合のご注意】

生演奏やBGM等を使用される場合は別添の利用許可申請書と併せて音源を事前にご提出ください。こうち旅広場内の雰囲気合わない場合はお断りさせて頂く場合がございますのでご了承ください。また、オリジナル曲以外の演奏はJASRAC（日本音楽著作権協会）への登録と音楽使用料の支払をお願いいたします。

⑦ 施設管理者

施設の管理者は、協会から管理運営を受託した「こうち旅広場運営管理業務推進連合体」です。この運営本部は、こうち旅広場運営上の立場から安全性、利用方法、出店内容またはその他の理由から問題があると思われる利用内容を制限し、禁止または撤去する権利を有するものとします。その場合、運営本部は利用者に対し、いかなる返金またはその他の費用負担の責任を負わないものとします。

⑧ 飲食の販売

食品の取り扱いに関しては、食品衛生法及び関連法令の規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、利用者各自が自己責任として、食中毒等の事故の発生防止を徹底してください。

⑨ 酒類の提供

酒類の提供販売は可とします。ただし、酒類の提供がイベントの内容に著しくそぐわない場合には、お断りする場合があります。

販売を希望する場合には、酒類販売業免許通知書の写しの提出をお願いします。また、下記のことについて、注意・徹底をお願いします。

- (イ) 未成年者への酒類の提供販売はできません
- (ロ) 車で来場されているお客様への酒類の提供販売はできません
- (ハ) 著しい多量の酒類の提供販売等の公序良俗に反する行為はお断りします
- (ニ) 酒類の提供販売に関する一切のことについて、利用者が責任を負うものとします

⑩ ゴミの処理

会場では来場者のためのゴミ箱は設置しますが、数に限りがあります。イベントの規模により利用者側でもご準備ください。また、利用に際し発生するごみは利用者がお持ち帰りください。

⑪ 火気の使用

屋外（ウッドデッキ部分を除く）で火気を使用する場合にはあらかじめ運営本部にお申し出の上、耐火ボード等で養生を行う等の措置を講じ、かつ、消火器、消火バケツ等をご準備ください。

※屋内及びウッドデッキ部分での火気の使用はできません（イベントスペース全体図参照）。

⑫ 喫煙

喫煙は所定の喫煙場所でのみ認められます。イベントスペースでの喫煙はご遠慮ください。

⑬設営・仕器の持込み

安全上の観点から、開場時間中の設営・撤去は原則として禁止させていただきます（危険のない搬入はこの限りではありません）。こうち旅広場所所有の貸し出しテントや持ち込みテントを利用者が設営する場合は指定時間に行ってください。また、1平方メートルを超える看板などの設営物の持ち込みは原則として禁止します。

⑭利用者の車両

指定区域を除き、イベントスペースに車両で進入することはできません。また、荷積み・荷降ろしのための短時間（15分間以内）の駐車を除き、開場時間中にこうち旅広場駐車場へ駐車することは禁止しております。駐車する場合は、近隣駐車場をご利用ください。
※荷積み・荷降ろしの為の駐車が15分を超えた場合、所定の駐車料金が必要となります。

⑮出店に関する事項

こうち旅広場には利用者のための駐車場、控室、資材置き場はありません。また、夜間に警備員は常駐しておりません。2日間以上利用する場合は、運営本部指定の警備会社をご紹介しますので、ご相談ください。

⑯お客様に対しての責任

利用者は、お客様に対して提供した商品等の品質不良、瑕疵、配送中の破損、数量不足、品違いその他に関し、お客様からクレームを受け、またはお客様との紛争が生じた場合、直ちに運営本部に対しその旨を通知し、当該クレームについては遅延なく誠実にこれを解決し、その解決につき運営本部へ報告するものとし、そのクレーム紛争の内容により、運営本部から商品等の変更、販売方法等について改善の申入れを受けた場合は、利用者は速やかにこれの改善を行うものとし、

⑰免責

運営本部は、会場の管理、保全については事故防止に最善の注意を払いますが、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力による事故や損失または損害について、その責任を負うことはできません。また利用者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じたこうち旅広場の設備または建造物もしくは人身等に対する一切の損害についての責任を負うものとし、

⑱その他

上記に記載のない事項に関しては、利用者と運営本部及び協会が協議のうえ決定するものとし、

イベントスペース利用申し込み先及び問い合わせ先

こうち旅広場運営本部

TEL(088)879-0186

FAX(088)879-0187